

平成 26 年 2 月 3 日

こども家庭部子育て支援課

練馬区子ども・子育て支援事業計画策定の基本的な考え方等について

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 国の「基本指針」に基づくこと

① 基本的事項（抜粋）

ア 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容および水準のものとする必要がある。

イ 行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要がある。

ウ 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

エ 教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要がある。

オ 区市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況および潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、管内における教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびに提供体制の確保の内容およびその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成する。

カ 次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画（練馬区次世代育成支援行動計画）に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

キ 子ども・子育て支援事業計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするために、「練馬区子ども・子育て会議」の意見を尊重するとともに、区民意見反映制度等を活用して区民意見の反映に努める。

ク 子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画、放課後子どもプラン事業計画、その他の子ども・子育て支援に関する事

項を定める計画との調和が保たれたものとする。

② 事業計画の期間

- ・ 法の施行の日から5年を一期として作成する。

③ 事業計画の達成状況の点検および評価

- ・ 各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。
- ・ 法の施行後、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、区市町村は認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

④ 任意記載事項

ア 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設または地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

- ・ ニーズ調査の結果を踏まえ、施策の方向について記載する予定である。

イ 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・ 「児童虐待防止対策の充実」「母子家庭および父子家庭の自立支援の推進」「障害児施策の充実等」について、東京都の施策を踏まえて必要事項を記載する予定である。

ウ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・ ニーズ調査の結果を踏まえ、施策の方向について記載する予定である。

(2) 区の他の計画との関係

① 練馬区次世代育成支援行動計画の評価

- ・ 国の基本指針に基づき、練馬区次世代育成支援行動計画の分析、評価を踏まえて練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定する。評価は次のとおりである。

○練馬区次世代育成支援行動計画については、個別の計画事業の進捗状況の評価すると、平成24年度の実施状況まとめにおいては、全体として8割を超える進捗状況となっており、計画は順調に進行していると言える。

○一方、リーマンショックに端を発する経済状況の悪化等を受けた共働き家庭の増加等が顕著に見られるようになっており、計画は順調に進行しているものの、これらの社会情勢の変化により、逆に認可保育園の待機児童数は急増する状況

となっている。

- 現行の練馬区次世代育成支援行動計画においても、策定時にニーズ調査を行い、その調査結果に基づいて量の見込みを算定したうえで、計画事業の目標値等を設定したが、社会情勢の変化を捉えきれず、予測と現状の需要との間に乖離が生じている。
- 練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、改めて潜在需要も含めて、丁寧にニーズ調査の結果の分析を行い、真のニーズを精査したうえで量の見込みの算定等を行うこととする。

② 子ども分野の計画における位置付け

- ・練馬区子ども・子育て支援事業計画は、練馬区次世代育成支援行動計画を受けた後継の計画として位置付け、策定するが、練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定分野は、練馬区次世代育成支援行動計画の一部となっているため、子ども分野における総合計画の策定については今後検討していくこととしている。
- ・現在国において、次世代育成支援対策推進法の延長が検討されていることから、この検討結果を踏まえて、計画の名称等を含め、次期の子ども分野の総合的な計画の策定について検討する。

③ その他計画との関係

- ・計画は、練馬区基本構想を踏まえた内容とし、練馬区長期計画を上位計画とするものとして位置付ける。
- ・計画には、児童福祉法に基づく保育計画（市町村行動計画）を包含するものとして策定する。

2 計画の基本的な事項

(1) 計画策定の背景および目的

① 背景

- ・子ども・子育て支援が質・量ともに不足、子育ての孤立感と負担感の増加、深刻な待機児童問題といった子育てをめぐる現状の課題を改善する必要がある。そこで、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て支援制度が創設された。

② 目的

- ・子ども・子育て支援新制度において、区市町村は子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされている。子ども・子育て支援給付に係る教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るために、練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定する。

(2) 計画の期間

- ・練馬区子ども・子育て支援事業計画は、5年を1期とした計画とする。
- ・計画期間は、平成27年度～31年度とする。

(3) 計画の対象

- ・対象となる事業が就学前および小学校の児童が中心になることから、計画では就学前および小学校の児童を主たる対象とする。

(4) 計画の基本理念

【案1】

- ・練馬区次世代育成支援行動計画の計画目標を継承する。
 - (1) 子どもの最善の利益を考えるとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にします。
 - (2) 父親・母親を中心とした、家庭の「育てる力」を大切にします。
 - (3) 子育ての負担を家庭だけに負わせることなく、地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。
 - (4) 行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。

【案2】

- ・国の「基本指針」の抜粋を基本理念として位置付ける。
 - ⇒ 1 (1) ①のア～エ から抜粋する。
 - ア 「子ども」を視点として
「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達を保障する。
 - イ 「地域との協働」を視点として
行政、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、(子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす
 - ウ 「保護者」を視点として
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、(保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、) 親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援をする。
 - エ 「すべての子ども」を視点として
在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実する。

【案3】

- ・区独自の新たな基本理念を明記するかどうかを含めて検討を行う。

基本理念の例（練馬区基本構想に基づいたもの）

- (1) 地域の支援や子育て家庭同士の交流を通して、子育ての不安や悩みを解消し、安心して子どもを産み、楽しく育てられる環境を整えます。
- (2) 子育て家庭のさまざまなニーズにこたえる多様なサービスを展開し、仕事と生活の調和を図れるよう支援します。
- (3) 特に支援が必要な子どもや子育て家庭のニーズに応じて、適切な支援や相談を行う体制を充実します。

(5) 計画目標

【案1】

- ・当面は、練馬区次世代育成支援行動計画の計画目標（「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」）を継承し、子ども分野の総合計画策定の中で再検討する。

【案2】

- ・計画の基本理念を踏まえ、他の計画との関係性も考慮して、計画目標についても、新たな目標を明記することを前提に検討を行う。

(6) 計画の推進

- ・安心して子育てができるまちを築くため、子育ての孤立感と負担感の解消を目標とし、計画全体の成果を図る評価指標として設定することとする。
- ・計画の進捗状況については、「練馬区子ども・子育て会議」等で毎年度評価を行う。
- ・計画内容と実態との間に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行う。